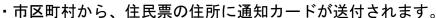
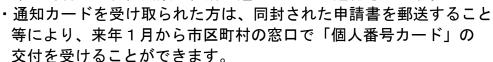
# 平成27年10月中旬から、国民の皆様一人一人に12桁の マイナンバー(個人番号)が通知されます。







## 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、 法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバー を取り扱います。

# 法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく 提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な 対策を講じます。



# 個人情報は一元管理されず、複数の機関間における情報連携には個人番号を使用しないため、 個人番号から芋づる式に個人情報が抜き出せない仕組みとなっています。

マイナンバー制度では、個人情報が同じところで管理されることはありません。例えば、国税に 関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務 所になど、これまでどおり情報は分散して管理されます。また、役所の間で情報をやり取りする情報 連携の際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、例えーか所での 漏えいがあったとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。

### マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

#### 制度実施の流れ

平成28年1月~ -

制度実施 の流れ

〇社会保障・税・災害対策の手続で、 マイナンバーの利用が開始 〇申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月~

国の行政機関の間で、 情報連携を開始

地方公共団体等も 含めた、情報連携 を開始

平成29年7月~



(参考) 法人には、平成27年10月から法人番号が通知されます。

## よりよい暮らしへ「マイナンバー制度」

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や 地方公共団体等における情報連携が可能になる予定であり、さまざまなメリットをもたらします。

### 国民の利便性の向上

社会保障関係の各種申請で、 書類の添付が減ります。



### 行政の効率化・

災害時の行政支援 行政手続きが、 早く正確に にマイナンバーを なります。 活用します。

各機関で作業の無駄が 削減され、手続が スムーズに!

被災者台帳の作成 などにより、迅速な 行政支援を実現します!



#### 公平・公正な社会の実現

適正・公平な 年金などの社会 課税を実現 保障を確実に します。 給付します。

所得把握の正確性が 向上し、適正・公平な 課税につながります。





未払い・不正受給を

解決します。

## - この2つで、さらに便利に!

### 個人番号カード

市区町村に申請すると交付が受けられる、 顔写真付き IC カードです。

※IC チップの電子証明書では、マイナンバーを 使用していません。



サイトです。

# マイナポータル

自宅のパソコンから様々な 情報を取得できる個人用

※スマホやタブレットから のアクセスも可能になる 予定。



取得可能な情報 (予定)

年金など、各種社会保険料 の支払い状況

・制度改定などのお知らせ 受け取ることのできる

・行政機関が自分の個人情報 ヘアクセスした履歴

各種給付のご案内

# マイナンバー・法人番号の詳細はこちら

●内閣官房のマイナンバー(社会保障・税番号)制度のホームページ

マイナンバー|で検索(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)

●マイナンバーコールセンター

 $\mathbf{T}$ : 0570-20-0178 (外国語は0570-20-0291)

・平日9時30分から17時30分

各種証明書を

住民票

コンビニ等で取得

・平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの半年間は、平日の開設時間を 22 時まで延長し 年末年始を除く土日祝日も 17 時 30 分まで開設

## 通知カード・個人場号カードに関するお問い合わせについてはこちら

●個人番号カードコールセンター

☎: 0570-783-578 (一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250へ)

- ·平日 8 時 30 分~22 時 00 分 (平成 28 年 4 月 1 日以降 平日 8 時 30 分~17 時 30 分)
- ・土日祝 9 時 30 分~17 時 30 分 (平成 28 年 3 月 31 日まで)
- ・年末年始を除く
- ・個人番号カードの一時利用停止については、24時間365日受け付け(平成28年1月~)



